

申告書確認表【留意事項】

項目	確認内容		留意事項
	No.		
連結所得金額の計算 別表四の二・ 五の二(一)	10	別表四の二の1欄又は56欄の金額は、それぞれ各連結法人の別表四の二付表の1欄又は56欄の金額の合計額と一致していますか。	左記の金額が一致していない場合には、連結所得金額の計算に誤りが生じることがあります。
	11	別表四の二と別表五の二(一)の検算額は、別表五の二(一)の20④欄の金額と一致していますか。 【検算式】 〈納付の場合〉 別表四の二の56②欄 + 別表五の二(一)の20①欄 + 別表五の二(一)の16～19の③欄の合計額 - 別表五の二(一)の16③確定欄 - 別表一の二(一)の16欄 - 別表一の二(一)の44欄 = 別表五の二(一)の20④欄 〈還付の場合〉 別表四の二の56②欄 + 別表五の二(一)の20①欄 + 別表五の二(一)の16～19の③欄の合計額 - 別表五の二(一)の16③確定欄 + 別表一の二(一)の28欄 + 別表一の二(一)の45欄 = 別表五の二(一)の20④欄	各連結法人において、中間納付額の還付金がある場合、適格合併等により移転を受けた資産等がある場合等には、一致しないことがあります。
	12	別表五の二(一)の1欄～13欄の金額は、各連結法人の別表五の二(一)付表一の19欄の金額をそれぞれ記載していますか。	各連結法人の別表五の二(一)付表一の19欄の金額をそれぞれ記載していない場合には、前連結事業年度に税務上加算した項目の減算漏れ、連結特定同族会社の課税連結留保金額等の計算に誤りが生じることがあります。
租税公課 別表五の二(二)	13	各欄の金額は、各連結法人の別表五の二(二)付表の各該当欄の金額の合計額と一致していますか。	No.13～No.17によっていない場合には、租税公課に係る申告調整が正しく行われていない可能性があり、その結果、連結所得金額の計算に誤りが生じることがあります。
	14	5、10、15、20及び29～34の⑤欄でプラス表示している金額を別表四の二の14欄、17欄及び19欄で加算していますか。	
	15	5欄、10欄、15欄及び20欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等(いずれも還付加算金を除きます。)の額で、各連結法人において雑収入等に計上しているものを別表四の二の24欄又は25欄で減算していますか。	
	16	24の③欄及び④欄でプラス表示している事業税の額を別表四の二の23欄等で減算していますか。 また、24の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税の額を別表四の二で加算していますか。	
	17	「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税又は外国法人税等の額を別表四の二で減算していますか。	
所得税額控除 別表六の二(一)	18	復興特別所得税額について所得税額控除制度の適用を受ける場合、所得税額とみなされる復興特別所得税額を所得税額に含めて記載していますか。	復興特別所得税額を所得税額に含めて記載していない場合には、所得税の控除税額が過少となることがあります。
	19	12欄及び19欄で所有期間によるあん分計算を要しないものについて、あん分計算を行っていますか。 (例) 公社債の利子、特定目的信託の社債的受益権の収益の分配、公社債投資信託の収益の分配、公社債等運用投資信託の収益の分配、資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当、分割型分割による剰余金の配当、株式分配	あん分計算を要しないものについて、あん分計算を行った場合には、所得税の控除税額が過少となることがあります。